

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に関する基準

3 建第 2 1 3 7 号

令和 4 年 2 月 1 6 日

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。）第 6 条第 1 項第 4 号に規定する自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に係る基準を次のとおり定める。

認定を受けて建築しようとする長期優良住宅が、次の各号に掲げる区域内に立地しないものであること。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間の内に解除されることが確実と見込まれる場合はこの限りでない。

- 一 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域
- 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- 三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域
- 四 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域（出水による危険の著しい区域として指定した災害危険区域において、当該区域に関する条例等が規定する構造基準に適合し、建築が認められている場合を除く。）
- 五 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 72 条第 1 項に規定する津波災害特別警戒区域
- 六 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項に規定する浸水被害防止区域

附 則

この基準は、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。